

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款

2 0 2 5 年 4 月 1 日 実 施

中 部 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社

2 0 2 5 年 3 月 1 4 日 届 出

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 最終保障供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	2
5 そ の 他	2
II 契約の申込み	2
6 需給契約の申込み	2
7 需給契約の成立および契約期間	3
8 需 要 場 所	3
9 需給契約の単位	3
10 供給の開始	3
11 供給の準備に対するお客さまの協力	3
12 供給の単位	3
13 承諾の限界	3
14 需給契約書の作成	4
III 契約種別および料金	4
15 契 約 種 別	4
16 最終保障電力A	4
17 最終保障電力B	5
18 最終保障予備電力	7
IV 料金の算定および支払い	8
19 料金の適用開始の時期	8
20 検 針 日	8
21 料金の算定期間	9
22 計 量	9
23 使用電力量等の算定	9
24 料金の算定	9
25 日 割 計 算	10
26 料金の支払義務	10
27 料金の支払期日	10
28 料金その他の支払方法	11
29 延 滞 利 息	11
30 保 証 金	11
V 使用および供給	12

31	適正契約の保持	12
32	契約超過金	12
33	力率の保持	12
34	電気の使用にともなう技術要件等	12
35	需要場所への立入りによる業務の実施	13
36	供給の停止	13
37	供給停止の解除	13
38	供給停止期間中の料金	14
39	違 約 金	14
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	14
41	損害賠償の免責	14
42	設備の賠償	14
VI	契約の変更および終了	14
43	需給契約の変更	14
44	名義の変更	14
45	需給契約の消滅	15
46	需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算	15
47	解 約 等	15
48	需給契約消滅後の債権債務関係	16
VII	供給方法、工事および工事費の負担	16
49	供給方法、工事および施設	16
50	工事費負担金等の申受けおよび精算	16
VIII	保 安	16
51	保安の責任	16
52	保安等に対するお客さまの協力	16
附 則		
別 表		

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要に応じて電気の供給を保障するための電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。ただし、当社以外の者から電気の供給を受けている需要には適用いたしません。
- (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県

2 最終保障供給約款の届出および変更

- (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 特別高圧
標準電圧20,000ボルト、30,000ボルト、70,000ボルトまたは140,000ボルトをいいます。
- (4) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (5) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、電灯と併用できないものは除きます。
- (6) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (7) 付帯電灯
動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。
なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。
イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯
ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯
ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯
ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯
- (8) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (9) 契約使用期間
契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (10) 最大需要電力
30分ごとの需要電力の最大値であって、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付けの記録型計量器により計量される値をいいます。
- (11) 休 日
銀行法第15条第1項に規定する銀行の休日をいいます。
- (12) 夏 季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (13) その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(15) 約定単価

1キロワット時あたりの約定単価は、次のとおりといたします。

イ 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）における30分ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しに連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）

ロ 以下の事象によって、翌日取引における30分ごとの売買取引における価格が公表されない時間帯がある場合には、イにかかわらず、当該時間帯のインバランス単価（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき当社の供給区域におけるインバランス料金として算定される30分ごとの金額をいいます。）を約定単価といたします。

（イ） 商い不成立の場合

（ロ） 卸電力取引所が閉鎖した場合

（ハ） その他取引上における措置により取引結果が反映されない場合等

ハ 翌日取引における30分ごとの売買取引における価格およびインバランス単価のいずれも公表されない時間帯がある場合には、イおよびロにかかわらず、当社が定めた単価を約定単価といたします。

(16) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(17) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量、価額および約定単価の値にもとづき平均燃料価格および燃料費調整単価算定用平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(18) 平均市場価格算定期間

約定単価にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。

4 単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 その他

この最終保障供給約款に記載のない事項については、お客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 当社または当該配電事業者が、発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者、または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

- (3) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。また、使用期間については、1年をこえない範囲で、お客さまから申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が供給承諾の意思表示を行なったときに成立いたします。

なお、当社は、原則として書面をもって承諾の意思表示をいたします。

- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

9 需給契約の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の準備に対するお客さまの協力

供給の実施にともない当社または当該配電事業者が施設し、所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、お客さまに協力していただきます。

12 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

13 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況ならびに料金、この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債

務の支払状況その他によってやむをえない場合またはこの最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

14 需給契約書の作成

お客さまと当社との間で、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。

また、供給設備の施設または変更を必要とする場合には、原則として供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

15 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	最 終 保 障 電 力 A
	最 終 保 障 電 力 B
	最 終 保 障 予 備 電 力

16 最終保障電力A

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト
契約電力2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは 30,000ボルト
契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

(3) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績または同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2

(燃料費調整) (1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3 (市場価格調整) (1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3 (市場価格調整) (1)ホ(イ)となる場合は、別表3 (市場価格調整) (1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3 (市場価格調整) (1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3 (市場価格調整) (1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表3 (市場価格調整) (1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,059円52銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2,001円37銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,951円08銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	23円37銭	22円03銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	21円48銭	20円27銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	21円28銭	20円11銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合の平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

17 最終保障電力B

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト
契約電力2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは 30,000ボルト
契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧70,000ボルト
契約電力50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

(3) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績または同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,085 円 70 銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2,014 円 99 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,964 円 70 銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,914 円 42 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	22 円 15 銭	20 円 93 銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	21 円 10 銭	19 円 94 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	20 円 84 銭	19 円 71 銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	20 円 58 銭	19 円 45 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) その他

発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

18 最終保障予備電力

(1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、最終保障予備電力

の供給電圧は、常時供給分の電圧と同位の電圧とみなします。この場合、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

(イ) 予備線の場合

契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	高圧で供給を受ける場合	79円20銭
	特別高圧で供給を受ける場合	53円90銭

(ロ) 予備電源の場合

契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	高圧で供給を受ける場合	128円70銭
	特別高圧で供給を受ける場合	88円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

19 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則としてあらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。

20 検 針 日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

なお、高圧で供給を受ける場合で契約電力が500キロワット以上のとき、または特別高圧で供給を受ける場合の検針日は、当社または当該配電事業者が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月1日といたします。

(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

- (3) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。
- イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
 - ロ 非常変災の場合
 - ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。
- (4) (3)イの場合で、検針を行わなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものいたします。
- (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行わなかったときは、検針を行わない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものいたします。

21 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他の需給契約もしくは需給契約以外の契約〔以下「他契約」といいます。〕により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。

22 計 量

使用電力量および最大需要電力は、原則として、託送約款等に定めるところにより、記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

23 使用電力量等の算定

- (1) 使用電力量は、30分ごとに計量された電力量といたします。
- また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 当社は、計量の結果を、各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 20（検針日）(2)または(3)の場合で、検針を行わなかったときの料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (5) 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できないときは、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

24 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 21（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
 - ニ 21（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

25 日割計算

- (1) 当社は、24（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、次の算式により日割計算をいたします。

なお、21（料金の算定期間）（2）の場合は、次の算式における検針期間の日数は、計量期間の日数とい
たします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、24（料金の算定）（1）ハまたはニに該当する場合は、

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量
に応じて算定いたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 24（料金の算定）（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日
を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、供給停止期間中の日割計算対象日数には、停止日を含み、再開日を除きます。ただし、停止日に電
気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

- (3) 24（料金の算定）（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用
いたします。

- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

26 料金の支払義務

お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次の場合を除き、検針日といたします。

- (1) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、当該需要場所において消滅日以降も引き続き
他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消
滅日の翌日といたします。また、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合
は、計量値の確認を行なった日といたします。
- (2) 20（検針日）（4）の場合は、次回の検針日といたします。
- (3) 23（使用電力量等の算定）（4）または（5）の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が
協議によって確定した日といたします。

27 料金の支払期日

- (1) お客さまの料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。ただし、支
払期日が休日に該当する場合は、支払期日を直後の休日でない日まで延期するものといたします。

- (2) お客さまがイまたはロに該当することとなったときには、（1）にかかわらず、お客さまの料金の支払期日
は、（3）、（4）および（5）によるものといたします。

イ 約束手形または小切手等の不渡りを出して銀行取引停止となった場合

ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生またはその他法的倒産手続きの申立があつた場合

- (3) お客さまが（2）イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金でまだ支払われて
いない料金（支払期日を経過していない料金に限り。）がある場合は、その料金の支払期日は、お客さ
まが（2）イまたはロに該当することとなった日といたします。

- (4) お客さまが（2）イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、初回
に支払義務が発生する料金の支払期日は、お客さまがイまたはロに該当する場合は（1）で定める支払期日と
し、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。また、次回以降に支払義務が発生する料金の支払期日
は、その料金ごとの支払義務発生日の前日にお客さまがハに該当する場合は（1）で定める支払期日とし、そ
れ以外の場合は支払義務発生日といたします。

イ （2）イまたはロに該当することとなった際にまだ支払われていない料金がない場合

ロ （2）イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金があるときは、すべての料
金が支払期日までに相殺以外の方法により支払われた場合

ハ お客さまがイまたはロに該当する場合で、(2)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、支払期日を経過して支払われていない料金がなかったとき。

- (5) (2)イまたはロに該当する理由となった事実が解消された場合等には、当社に申し出ていただきます。この場合、(2)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、その事実が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、(4)にかかわらず、お客さまが(2)イまたはロに該当しなかったものとみなします。

28 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等によりお客さまから支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

29 延滞利息

- (1) お客さまが料金または契約超過金を支払期日を経過してなお支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

- (2) 延滞利息は、次により算定される金額といたします。

イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払わない場合

延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまが契約超過金を支払期日を経過してなお支払わない場合

延滞利息は、その算定の対象となる契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金または契約超過金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

30 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われない場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、あらためて(1)によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

31 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

32 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします（常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、最大需要電力および契約電力は、それぞれ常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正するものとします。）。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお、進相用コンデンサの開放、自動的に力率を調整する装置の設置等により、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社または当該配電事業者は、当社または当該配電事業者の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の当該需給地点の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社または当該配電事業者との協議によって定めます。

34 電気の使用にともなう技術要件等

- (1) お客さまの電気工作物を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、次の事項を遵守していただきます。
 - イ 法令で定める技術基準、その他の法令等
 - ロ 託送約款等に定める系統連系技術要件
 - ハ 当社または当該配電事業者が、当社または当該配電事業者の既設設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法
- (2) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (3) お客様が発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)および(2)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業者が別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

35 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客様の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 52（保安等に対するお客様の協力）によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36（供給の停止）、45（需給契約の消滅）(2)または47（解約等）により必要な処置
- (6) その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

36 供給の停止

- (1) お客様が託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、特別の事情がある場合を除き供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ニ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合

- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ニ 34（電気の使用にともなう技術要件等）によって必要となる措置を講じられない場合

ホ 35（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ お客様が契約電力をこえて電気を使用される場合に、当社が31（適正契約の保持）によって契約の変更を求めても応じていただけないとき。

- (4) お客様がその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- (5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該配電事業者は、当社または当該配電事業者の供給設備またはお客様の電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、当社または当該配電事業者は、必要に応じて、お客様の受電電力をしゃ断する開閉器を封印させていただきます。

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にもない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を25（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

39 違約金

- （1） お客さまが36（供給の停止）（3）ロもしくはハまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- （2） （1）の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- （3） 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- （1） 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- （2） 当社は、（1）にともなう料金の減額は行ないません。

41 損害賠償の免責

- （1） 10（供給の開始）（2）によって需給開始日を変更した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- （2） 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- （3） 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または45（需給契約の消滅）もしくは47（解約等）によって需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- （4） その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

42 設備の賠償

- （1） お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ 修理可能の場合
修理費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- （2） お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

43 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

44 名義の変更

営業譲渡、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、当社は名義変更の手続きをいたします。この場合には、その旨を当社に文書により申し出ていただきます。

45 需給契約の消滅

- (1) お客さまが、契約期間満了前に電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 当社または当該配電事業者は、原則として、契約期間満了の日の翌日（(1)の場合は、お客さまから通知された廃止期日といたします。）に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。
なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
- (3) 需給契約は、47（解約等）および次の場合を除き、契約期間満了の日（(1)の場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日といたします。）をもって消滅いたします。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

46 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算

- (1) お客さまが新たに電気の供給を受けまたは契約電力を増加された後1年に満たないで、需給契約を廃止または契約電力を減少される場合には、当社は、非常変災等やむをえない理由によるものを除き、次により工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備の利用期間が1年以上となる部分については、精算の対象といたしません。
 - イ お客さまのために施設された供給設備の利用期間が1年未満となる場合には、既に臨時工事費を申し受けている場合を除き、次の金額を精算いたします。
 - (イ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額
 - (ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額
 - ロ お客さまのために施設された供給設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について、イの場合を除き、減少契約電力に見合う部分について、次の金額を精算いたします。
 - (イ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額
 - (ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額
 - ハ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、契約電力の減少による供給電圧の変更にもともない撤去する場合は、ロにかかわらず、既に臨時工事費を申し受けている場合を除き、次の金額を精算いたします。
 - (イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と、既に申し受けた工事費負担金との差額
 - (ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額
- (2) お客さまが新たに電気の供給を受けまたは契約電力を増加された後1年に満たないで需給契約を廃止される場合で、お客さまが当該需要場所において廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、電気需給契約消滅後の工事費の精算に関する覚書を締結していただきます。

47 解 約 等

- (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。
なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、36（供給の停止）に該当する場合で、供給の停止となった事実が解消されないことがあらかじめ明らかなときには、当社は、(1)にかかわらず供給の停止と同時に、需給契約を解約することがあります。
- (3) お客さまが、45（需給契約の消滅）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

48 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

49 供給方法、工事および施設

- (1) 電気の需給地点は、当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによります。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、(3)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

50 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し、供給準備着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金等を供給準備着手後に申し受けることがあります。この場合、原則として、需給開始日までに申し受けます。
- (2) 当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金等に関する必要な事項について、お客さまと当社との間で、供給準備着手前に契約書を作成いたします。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
- (5) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(3)および(4)にかかわらず、次のとおりといたします。
 - イ 当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として供給準備着手前にお客さまから申し受けます。
 - ロ 当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
 - ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ 保 安

51 保安の責任

託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

52 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社または当該配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社または当該配電事業者は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。
- (3) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社または当該配電事業者は、必要に応じて需給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附 則

1 この最終保障供給約款の実施期日

この最終保障供給約款は、2025年4月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この最終保障供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧10,000ボルト、40,000ボルトまたは60,000ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、10,000ボルトまたは40,000ボルトで供給するときには特別高圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで電気の供給を受ける場合に、また、60,000ボルトで供給するときには特別高圧70,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

4 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、22（計量）の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

5 損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置

別表3（市場価格調整）（1）ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

6 災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025年4月1日以降にこの最終保障供給約款の適用地域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、この最終保障供給約款の適用地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定されこの最終保障供給約款の適用地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限りします。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

- （1） 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限りします。）、および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、27（料金の支払期日）にかかわらず、それぞれ1月延期いたします。
- （2） 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、24（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

- （3） 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止された後、新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で、その

申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、50（工事費負担金等の申受けおよび精算）（1）にかかわらず、その工事費負担金を申し受けません。

イ 需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。

ロ 契約電力が、災害により被害を受けたときの需給契約の契約電力をこえないこと。

- （4） 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、同一の需要場所において、契約使用期間が1年未満の需給契約の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれたときは、50（工事費負担金等の申受けおよび精算）（1）にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。
- （5） 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、16（最終保障電力A）（4）、17（最終保障電力B）（4）および18（最終保障予備電力）（3）にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。
- （6） 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なった場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは、50（工事費負担金等の申受けおよび精算）（1）にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最終保障予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.4381$

$\beta = 0.5545$

なお、各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価算定用平均市場価格

１キロワット時あたりの燃料費調整単価算定用平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における６時から１８時までの約定単価の合計を、各平均燃料価格算定期間における６時から１８時までの商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の数により除した額といたします。

なお、燃料費調整単価算定用平均市場価格の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 42,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000} + (3) \text{ の卸市場単価}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および燃料費調整単価算定用平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の９月の検針日から１０月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１０月の検針日から１１月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１１月の検針日から１２月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	その年の１２月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

- (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	19 銭 6 厘
	特別高圧で供給を受ける場合	19 銭 3 厘

(3) 卸市場単価

卸市場単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、卸市場単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{卸市場単価} = (\text{燃料費調整単価算定用平均市場価格} - 19\text{円}37\text{銭}) \times (4) \text{の卸市場率}$$

(4) 卸市場率

卸市場率は、次のとおりといたします。

高圧で供給を受ける場合	10.3パーセント
特別高圧で供給を受ける場合	10.1パーセント

(5) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、(1)ロの各平均燃料価格算定期間における燃料費調整単価算定用平均市場価格および(1)ハによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時あたりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における約定単価の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 損失率

当社の託送約款等に定める値といたします。

ハ 託送料金率

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

当社の託送約款等に定める高圧標準接続送電サービスの電力量料金率といたします。

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

当社の託送約款等に定める特別高圧標準接続送電サービスの電力量料金率といたします。

ニ 補正後平均市場価格

1キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{補正後平均市場価格} = \text{イによって算定された平均市場価格（消費税等相当額を加えたもの）} \times \frac{1}{1 - \text{ロの損失率}} + \text{ハの託送料金率}$$

ホ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。

(イ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円52銭を下回る場合

市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

a 最終保障電力A

		夏季料金	その他季料金
1 キロワットにつき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 63 銭	2 円 38 銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 35 銭	2 円 12 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 31 銭	2 円 10 銭

b 最終保障電力B

		夏季料金	その他季料金
1 キロワットにつき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 40 銭	2 円 18 銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 25 銭	2 円 04 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 21 銭	2 円 02 銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 17 銭	1 円 96 銭

(ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円52銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は、零といたします。

(ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

ヘ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高压で供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、16（最終保障電力 A）（4）ロまたは 17（最終保障電力 B）（4）ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表 2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価の絶対値を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価の絶対値を加えたものといたします。

(3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、（1）ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。